

第11章 行政体制の整備

第1節

規制改革の推進

1 医療、福祉、雇用・労働分野の規制改革

(1) 政府の規制改革推進に関するこれまでの動き

2004（平成16）年4月にこれまでの総合規制改革会議の後継組織として、今後の規制改革の推進及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」の実施状況の監視を行う「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置された。

また同年5月には、経済社会の構造改革を進める観点から規制改革・民間開放の一層の推進を図るため、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を構成員とする規制改革・民間開放推進本部が設置された。

規制改革・民間開放推進会議においては、国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等公的な関与が強い分野の民間開放等について審議を行い、2004年12月に「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」、2005（平成17）年3月に「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）」を公表した。

また、2004年度において6月及び10～11月の各1ヶ月間を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望及び構造改革特区提案を集中的に公募し、手続の公開の下、短期集中型の検討・協議を実施した。

政府はこれらの答申・議論等を受け、2004年度から2006（平成18）年度までの3か年にわたって取り組む「規制改革・民間開放推進3か年計画」を改定し、2005年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」を閣議決定した。

(2) 厚生労働省における規制改革の取組み

厚生労働省としては、経済社会システムの構造改革が進む中で、サービスの質の向上、利用者の選択の拡大や労働者が安心して持てる能力を十分に発揮できることにつながるような規制改革については、これまで積極的に取り組んできたところである。

一方、厚生労働行政の分野はサービスや規制の内容が国民の生命・生活や労働者の労働条件などと密接に関わるものであり、また、そのサービスの大半が保険財源や公

費で賄われているなど、他の分野とは異なる性格を有していることから、規制改革を進めるに当たっては、経済的な効果だけでなく、

サービスの質や安全性の低下を招いたり、安定的な供給が損なわれることがないか、

逆に、過剰なサービス供給が生じる結果、保険料や公費の過大な負担とならないか、

規制を緩和した結果、労働者の保護に欠けることとなったり、生活の不安感を惹起させないか、

などの観点から、それぞれの分野ごとに慎重な検討を行うことが必要であることとしている。個別分野の主な取組みは以下のとおりである。

1) 医療

医療分野に関しては、2004年度には、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域において、自由診療で高度な医療に限って株式会社が病院・診療所を開設することを可能とする関連法令の改正を行った。また、いわゆる「混合診療」問題に関連して、国内未承認薬等の使用について確実な治験の実施に繋げ、制度的に切れ目なく保険診療との併用が可能な体制を確立するなどの規制改革を行った。

2) 福祉

福祉分野に関しては、これまでも幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得しやすくする取組み等を行ってきた。今後もそのような取組みを更に推進するため、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の基本的な在り方について報告書を取りまとめたところであり、2005（平成17）年度に試行事業を先行実施するなど、様々な準備を行い、2006（平成18）年度から本格実施することとしている。

3) 雇用・労働

雇用・労働分野に関しては、昨今の経済社会の構造変化の中で、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現することが必要である。このため労働者派遣における事前面接について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、ミスマッチから生じる中途契約等の問題を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備について、可及的速やかに検討を行うとともに、労働時間規制に係る海外事例の調査を行うなど、規制改革に関し所要の取組みを行っているところである。

2 「市場化テスト（官民競争入札制度）」のモデル事業の試行的実施

「市場化テスト（官民競争入札制度）」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みであり、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた主体が落札し当該サービスを提供していく制度である。

今後、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図るため、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を2005（平成17）年度中に国会に報告すべく、速やかに準備することとされているが、2005年度にはモデル事業を試行的に実施することとされていることを踏まえ、厚生労働省においてもキャリア交流プラザ事業（中高年者向けの就職支援事業）、国民年金保険料の収納事業、厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業などについてモデル事業の実施を進めている。

第2節

情報化の推進

1 情報化の推進

政府は、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目指し、2001（平成13）年1月に「e-Japan戦略」、同年3月に「e-Japan重点計画」を策定（重点計画については、以後毎年策定）し、IT基盤整備を中心に情報化の推進を図ってきたところである。その後、政府はITの利活用に政策の軸足を移行し、2003（平成15）年7月には、「e-Japan戦略」、「電子政府構築計画」を策定したところである。

また、2004（平成16）年2月には世界最先端のIT国家になる目標を加速させるため「e-Japan戦略 加速化パッケージ」を策定し、情報化のさらなる推進を図っているところである。

厚生労働省では、2004年6月に策定された「e-Japan重点計画-2004」、2005年2月に策定された「IT政策パッケージ-2005」等に沿って、医療分野や就労・労働分野、行政サービス分野等におけるIT利活用の推進に取り組んでいるところである。

2 情報化の推進に向けた主な取り組み

(1) 医療分野におけるIT利活用の推進

医療機関における業務のIT化を推進することにより、検査、投薬、事務作業等の効率化、医療サービスの質の向上、医療安全対策の推進等を図っているところである。

また、医療情報ネットワークの推進を図るため、2004(平成16)年9月に「今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について」の報告書を取りまとめるとともに、レセプトオンライン化などの実現に向けて取り組んでいるところである。

(2) 就労・労働分野におけるIT利活用の推進

インターネットや携帯電話を利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を図っているところである。

(3) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

利用者からの照会等、国民の関心が高い国民年金及び厚生年金の年金加入状況や年金見込額に関する照会について、公的個人認証サービス等の活用による本人確認を厳格に行いつつ、インターネットにより回答を行う仕組みを整備したところである。

また、厚生労働省ホームページについて、通信手段の多様化に対応するため、2005(平成17)年1月31日から携帯電話での情報提供を開始し、さらに、視覚障害者向けに、同年2月21日から点字ファイルダウンロードサービスを開始したところである。

3 個人情報保護

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、2003(平成15)年5月に「個人情報の保護に関する法律」が公布・一部施行、2005(平成17)年4月1日に法が全面施行された。

図表11-2-1▶

厚生労働行政の分野においても、同法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(2004(平成16)年4月2日閣議決定)に基づき、事業等の分野の実情に応じたガイドライン等を策定した。

図11-2-1 個人情報の保護に係るガイドライン等

分野	案件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	疫学研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）
雇用管理	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日告示）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日告示）
労働組合	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成17年3月25日告示）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

第3節

特殊法人・公益法人に関する取組み

1 特殊法人に関する取組み

特殊法人については、2001（平成13）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、その改革に取り組んできている。2002（平成14）年12月には、厚生労働省が所管する特殊法人のうち、8法人を独立行政法人化、1法人を民間法人化するとともに、当該計画に盛り込まれた事務・事業の見直しを行うことを内容とする

独立行政法人個別法等9法が成立した。

2003（平成15）年度に6法人、2004（平成16）年4月には労働者健康福祉機構及び医薬品医療機器総合機構が設立されたところである。これら新法人の設立に際して、特殊法人改革の趣旨にふさわしいものとなるよう一般管理費などの経費削減について、具体的かつ意欲的な数値目標等を盛り込んだ中期目標を策定し、各独立行政法人に指示したところである。また、「特殊法人等整理合理化計画」に従って、特殊法人が所有する福祉施設等の譲渡や廃止の取組みを積極的に進めてきているところである。

引き続き、同計画に盛り込まれた事項について、2005（平成17）年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に具体化できるよう、着実に取組みを進めていくこととしている。

2 公益法人に関する取組み

公益法人の改革については、2002（平成14）年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、検査・検定等に係る公益法人の指定制度について、国の関与を最小限とし透明性の高い登録制度への見直し等を図るほか、公益法人に対する補助金等について、補助金等への依存割合の低減、交付された補助金等の第三者への再分配の抑制等の措置を講じることとされたところである。これを踏まえ、検査・検定等に関する「指定制度」を「登録制度」に変更することを内容とする改正法が、2004（平成16）年3月31日から施行されるなど、実施計画に定められた期限までに必要な措置が着実に実施できるよう、取組みを進めているところである。

また、公益法人の指導監督については、2001（平成13）年2月に、政府として全面的な見直しが行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査を実施するなど、指導監督の一層の強化・徹底を図っているほか、同年8月の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに基づき、インターネットを通じて、それぞれの公益法人の業務や財務等に関する情報の公開を進めてきたところである。さらに、2002年3月の同幹事会申合せに基づき、報酬・退職金規程の整備等の指導に取り組んでいるところである。今後も引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

第4節

情報公開の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人にも国の行政機関の保有する文書の開示を求める権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型（個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政事務・事業に関する情報）に該当するもの以外の情報は開示している。

2 窓口対応等の工夫

厚生労働行政は、特に国民生活に密接に関連することから、厚生労働省の情報公開制度は、利用者にとってより身近で利便性の高いものである必要があり、窓口においては、できる限り懇切丁寧に対応しているところである。また、開示請求と行政相談とを同じ場所（中央合同庁舎第5号館2階）で行えるようにし、両制度が相まって行政情報の公開が一層進展するように努めているところである。

3 開示請求・決定等の状況

2004（平成16）年4月から2005（平成17）年3月末までの厚生労働省に対する開示請求件数は5,318件であり、その内訳は、本省受付分として4,285件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として1,033件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

同時期における開示決定等件数は4,997件（取下げが464件）であり、その内訳は、本省受付分が4,394件、その他受付分が603件であった。

また、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は486件、部分的に開示した件数は3,968件、開示を行わなかった件数は543件であった。

4 独立行政法人等の情報公開

2002（平成14）年10月1日、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（独立行政法人等情報公開法）が施行された。厚生労働省においては、所管する独立行政法人等が情報公開制度を円滑、適正に運用することができるよう、独立行政法人等に対する情報提供等にも努めているところである。

第5節

政策評価等の取組み

1 政策評価の取組み

2004（平成16）年度の厚生労働省における政策評価については、前年度に引き続き、政策の見直し等に伴い政策体系を整理するとともに、法律改正など主要な制度の変更を行う施策に関して行う総合評価方式を早期に国民に情報を提供する観点から改善することとしたほか、事前評価の実施後一定期間が経過した事業に事後検証（事後評価）を義務づける仕組みとしたところである。

2004年度の具体的な実施状況としては、

事前評価については、新規事業（2005（平成17）年度予算の概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、重点的なもの又は10億円以上の費用を要するもの）35件及び個別公共事業（事業採択時）49件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施するとともに、

事後評価については、厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び144の施策目標による政策体系）のうち108件に関して実績評価方式により、主要な制度の変更を行う施策5件に関して総合評価方式により、個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）47件及び終期が到来する事業であって検証のため評価の必要なもの5件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した

ところである。その評価結果については、事前評価や実績評価方式による事後評価などについて2004年7月以降順次公表したほか、厚生労働省のホームページでも公開している。

今後とも引き続き、適切な目標設定、評価手法等の改善を図りつつ、より有効な政策評価を実施することとしている。

2 独立行政法人評価の取組み

2002（平成14）年度において厚生労働省が所管する独立行政法人は3法人であったが、特殊法人等整理合理化計画（2001（平成13）年12月19日閣議決定）等に基づき、2003（平成15）年10月から2004（平成16）年3月までに8法人（共管法人2法人を含む。）が特殊法人等から独立行政法人へ移行した。また、2004年4月に独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構が、2005年4月に独立行政法人医薬基盤研究所が設立され、厚生労働省が所管する独立行政法人は合計で15法人となった。

所管独立行政法人の増加に伴い、評価体制の充実を図るため、2003年7月以降、厚生労働省独立行政法人評価委員会の下に6つの部会が設けられ、各部会が担当法人を分担して、中期目標策定等に当たったの審議や各事業年度の業務実績の評価などを行っている。

2004年度においては、独立行政法人国立健康・栄養研究所等11法人（共管法人2法人を含む。）の2003年度の業務実績の評価が実施され、2004年8月に評価結果がとりまとめられ、公表されたところである。